優良住宅地等のための譲渡に該当しないことと なった土地等の譲渡に係る譲渡利益金額に対す る税額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 法人名 事業年度

	る代徴(	が計	算に関する	明神音			事業年度			(	)
御注意	譲	定	優良住	宅 地 等 予	定地の「	区 分	1 (措	法第62条の3第4	項第 号該当)	(措法第62条の3	第4項第 号該当)
四江志	渡土	+	地 等 (	カ 取 得	年 月		2				
(2)(1) =	1 5		•			-					
の 「土表	1 + 1 -		地 等	の	斤 在	地	3				
直地に	地等土		地	等の	面	積	4		平方メートル		平方メートル
接建は 又物、	の +	+	也 等 (	の譲渡	年 月	目	5 平	•	. 3	<u> </u>	
はを次 間同の	22		•							-	
時にできます。			定 期	間の	カー 末	Ħ	6 平	•		<u>F</u> •	•
にに類 要譲を	土地	等	の譲渡	まに よる	収益の	額	7		円		円
1. 渡別			系る連結納税の開	時 価	評 価	益	8				
た経費のた経費の	始若しくは	連結納	党への加入又は非一	* "							
費場しの合て			半う時価評価損益	時 価	評 価	損	9				
額の添	上地寺	・リノ酸		又益の額に対 (41の②)	心りる原価	ひ 領	10				
の区付 計分し	直負		年前の事業年度 有期間に係る負	   又は連結事業年度    倩利子	開始の日の前日 (29の④)	までの × 6%	11				
計算算	接   7	上	記以外の保有	法定の	負 債 利		12				
ティア を 明さ 実明さ	は	+ ~	間内の日を含 事業年度又は		× 6 %	rıı →					
実明さ額細い	間利接	_	結事業年度		る負債を	刊士	13				
配書。	に   子   要 <del>  -</del>		((11)	計 +(12))又は((11	) + (13))		14				
法	し 販-	10 亿		又は連結事業年度 売費及び一般管理費			15				
によ	た一売船	r L	記以外の保有	法定の販売費	及び一般管		16				
。 つ *	費費	割む	間内の日を含 事業年度又は		×4%	/					
た 場	額及理	連	結事業年度	実績による販売	で質及び一般で	了埋費	17				
配賦法によった場合の計算明細書書	の計	ŧ	((15)	計 +(16))又は((15	) + (17))		18				
計	算直	接	又は間	接 に 要 し (14) + (18)	た経費の	の額	19				
算 明	土	地	譲	度利	益金	額	20				
細土				))又は((7)-(9							
Ħ	圧 糸			の損金	第 入	額	21				
	差		生 地(20)ー(20)と(	譲 渡 利 21)のうち少ない	益 金 (金額)	額	22				
	特別	J	動 定 等		金 算 入	額	23				
	課 私			譲 渡 利(22) + (23)	益 金	額	24				
	3m «)/				<del>-</del> - ^ -	مرسان ا					
	課税	土	地譲渡	利益金額			25				
	(25) 平 土	成地	8 年 1 譲 渡 乖		前の静の合計	R 税 H 額	26				
	う 平		8 年 1 譲 渡 乗	月 1 日 以			27				
	り上		也 譲	渡	税	額	28				
	(26)×10%+(27)×5%   (28)										
					土地等(	の帳	簿価				
	10又開で 年は始の	区	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日	保有期間の	<b>②</b>	× (3)	保有期間	10年前の事業年度又は 連結事業年度開始の日	保有期間の	② × ③
	前連の保の結日有		14 7 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	更相事業年度開始の の前日の帳簿価額	月数の合計	2	^	体 有 朔 间	度和事業中度開始の の前日の帳簿価額	月数の合計	
	事事の期	分	1	2	3		4	①	2	3	4
	業業前間 年年日	29		円			円	• •	円		円
	度度ま		車業年度マル	期末又は譲渡	12 当期の保有			<ul><li>・・・</li><li>事業年度又は</li></ul>	期末又は譲渡	12 当期の保有	
	上	区	事業年度又は 連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額	期間の月数	2	× 3	事業年度又は連結事業年度	期末又は譲渡直前の帳簿価額		2 × 3
	記以	分		-		-	_			3	4
		71	1	2	3		4	1	2	•	
	外			② 円			<u>4</u> ) 円		② 円		円
		30			12					12	_
	外 の 保 有	30	: :					: :			_
	外 の 保	30			12			• •		12	_
	外の保有期間内	30			12 12 12					12 12 12	_
	外の保有期間内の日	30 31 32 33			12 12 12 12					12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日	30 31 32 33 34			12 12 12					12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む	30 31 32 33			12 12 12 12					12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事	30 31 32 33 34			12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年	30 31 32 33 34 35			12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年	30 31 32 33 34 35 36 37			12 12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年度又は	30 31 32 33 34 35 36 37			12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年度又は	30 31 32 33 34 35 36 37			12 12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事	30 31 32 33 34 35 36 37			12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事	30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40			12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1					12       12	_
	外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結	30 31 32 33 34 35 36 37 38			12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12					12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	_

## 別表三(二の二)の記載の仕方

この明細書は、措置法第62条の3第8項若しくは第68条の68第8項《優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の特別税率》、平成10年改正措置法今附則第17条第1項《法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置》、平成10年改正前の措置法第62条の3第8項《優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった場合の特別税率》、平成8年改正前の措置法第62条の3第8項《優良住宅地等のための譲渡に該当しないことなった場合の特別税率》又は平成8年改正措置法附則第15条第1項後段《土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置》の規定により法人税が課される土地等の譲渡利益金額及び税額を計算する場合に記載します。

ます。 なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「 人名」のかっこの中に記載してください。 2 「確定優良住宅地等予定地の区分1」には、措置法さ 62条の3第5項又は第68条の68第5項《課税除外と る確定優良住宅地等予定地のための譲渡》の規規定の 高を受けていた土地等の譲渡が同法第62条の3第4項第12 号から第16号まで《課税除外とされる優良住宅地等力 かの譲渡》に掲げる土地等の譲進のいずれに該当する のとされていたかに応じその該当号を記載します。 3 「土地等の面積4」には、措置法第62条の 3第5項の は第68条の68第5項の規定の適用を受けていたこれ 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡(以

- は第68条の68第5頃の規定の適用を受けていたこれらの項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡しいいます。)に係る土地等のうち、これらの項に規定する予定期間(以下「予定期間」といいます。)の末日において同法第62条の3第4項第12号から第16号までに掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当しないこととなった土地等の面積を記載します。
- 等のための譲渡に該当しないこととなつに上地等や出頂を記載します。
  「予定期間の末日6」には、確定優良住宅地等予定地のための譲渡の日以後2年を経過する日の属する年の12月31日(住宅建設の用に供される宅地の造成に33年る第38条の4筒第32項に規定するやむを得ない事情がある場合にした日の属する年の12月31日)を記載します。
  「直接又は間接に要した経費の額の計算」の各欄は、次に上り記載します。

次により記載します。
(1) 「負債利子」の各欄は次により記載します

「月債利子」の各欄は次により記載します。 「10年前の事業年度又は連結事業年度開始の日の前 日までの保有期間に係る負債利子11」には、譲渡した 土地等の取得の日が譲渡の日の属する年の10年前の 年の1月1日を含む事業年度又は連結事業年度(以下 「10年前の事業年度等」といいます。)開始の日前で ある場合に、「29」の④の金額に6%を乗じた金額を 10年前の事本下へ、 ある場合に、「29」の④の金額に6%を乗じた金額を 記載します。 なお、「10年前の事業年度又は連結事業年度開始の

日の前日までの保有期間」における直接又は間接に要した経費の額は、法定の概算法による計算のみが認め

られます

「上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連結事業年度」の「実績による負債利子13」は、「10年前の事業年度等」以後の各事業年度又は各連結事業年度において負債利子の額を措置法令第38条の4第

年度において負債利子の額を措置法令第38条の4第8項又は第39条の97第7項《譲渡経費の実額配賦》に規定する実額配賦法によった場合に記載します。なお、実額配賦法による計算を行った場合には、その計算の明細を別紙として添付してください。
(2)「販売費及び一般管理費」の各欄は、「負債利子」の各欄の記載に準じて記載します。「圧縮額等の損金算入額21」には、措置法第62条の3第9項又は第68条の68第9項の規定による損金算入額(その土地等に係る圧縮記帳、特別控除又は特別勘定の金額)を記載します。

金額)を記載します。 「特別勘定等の益金算入額23」がある場合の「圧縮額等の損金算入額21」から「課税土地譲渡利益金額24」までの各欄は、次により記載します。 (1) 「特別勘定等の益金算入額23」には、措置法第62条の3第9項の規定により譲渡利益金額に加算することと

されている金額(特別勘定の取崩額又は圧縮記帳の取戻額)を記載しますが、その特別勘定等に係る土地等の譲渡利益金額から控除された金額を限度とします。 この場合、「21」から「24」までの各欄の記載は、次

の場合に応じ、次によります。 イ 取得指定期間内に代替資産等を取得したことにより圧縮記帳をするとともに特別勘定を取り崩した場合には、「21」から「24」までの各欄を記載します。この場合「24」には「23」の金額から「21」の金額を控除した金額を記載しますが、その金額がマイナスとなるときは、0と記載してください。 ロ 取得指定期間内に代替資産等を取得しなかったため特別勘定を取り崩した場合又は措置決第65条の7による圧縮記帳をした後1年以内に買換資産を事業の用に供しなかったため同条第4項の規定により圧縮記帳の取戻しによる益金算入をした場合には、「23」及び「24」のみ記載し、「21」及び「22」の各欄の記載を要しません。

- 縮記帳の取戻しによる益金算入をした場合には、「23」及び「24」のみ記載し、「21」及び「22」の各欄の記載を要しません。なお、「23」に記載する場合には、「7」から「20」までの各欄の記載を要しません。第26」及び「平成8年1月1日以後の課税土地譲渡利益金額の合計額27」は、「年課税土地譲渡利益金額の合計額27」は、「年期税土地譲渡利益金額の合計額27」は、「年期税土地譲渡利益金額の合計額27」は、「年期税土地譲渡利益金額の合計額27」は、「年期税土地で、「本事的の規定に対して、法第62条の3第9項の規定に対して、法第62条の3第9項規定に対し、当時の共享に係るものと、「本事的の規定に対します。」と同日以後の土地の譲渡等に係るものとに海で同日以後の土地の譲渡等に係るものとに海では、当時の大きには、当時の金額が各の計がであり、「25」の金額が名の計がであるときをでは、それぞれたなり場合(すなわち、名の計がプラスでBの計がマイナスの場合)「25」の金額が日の計がでイナスの場合)「25」の金額を「平成8年1月1日前の課税土地譲利益金額の合計額26」欄に移記します。(2)「25」の金額を「平成8年1月1日前の課税土地譲利益金額の合計額27」欄に移記します。「連結金額の合計額27」欄に移記します。「海渡した土地等の帳簿価額の累計額の計算」の各欄は、次により記載します。「は、「10年前の事業年度名機等」開始の日前に、次により記載します。「10」には、譲渡した土地等の取得の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」開始の日から「10年前の事業年度」に、決により記載しませ、第一次で、10年前の事業年度、10年前の事業年度、10年前の事業年度、10年前の事業年度、11年前の書書、11年前書書、11年前の書書、11年前の書書、11年前書、11年前の書書、11年前の書書、11年前の書書、11年前の書書、11年前の書書、11年前の書書、11年前の書書、11年

に、次により記載します。 イ「①」には、譲渡した土地等の取得の日から「10 年前の事業年度等」の開始の日の前日までの期間を

記載します。 記載します。
「②」には、「10年前の事業年度等」の開始の日の前日の土地等の帳簿価額(支払利子の額が含まれている場合は、その額を控除した金額をいいます。以下同じ。)を記載します。
「③」の分子の空欄には、譲渡した土地等の取得の日から「10年前の事業年度等」の開始の日の前日までの期間の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。以下同じ。)を記載します。開始の日の前日までの保存期間」における直接又し間接の日の前日までの保存期間」における直接又し間接

の日の前日までの保有期間」における直接又は間接 に要した経費の額については、実額配賦法による計算を行うことはできません。

「上記以外の保有期間内の日を含む事業年度又は連

・ エルシバット 日 別 同 パッ 日 を 日 む 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度 」 の 各 欄 は 、次 に よ り 記 載 し ま す。 イ 「 41」 の「 ②」 に は 、 譲 渡 直 前 の 土 地 等 の 帳 簿 価 額 を 記 載 し 、 順 次 直 前 の 期 末 の 帳 簿 価 額 を 記 載 し て

領を記載し、『RICLER 2017年 いきます。 なお、「負債利子」及び「販売費及び一般管理費」 につき実額配賦法による場合には、この欄の記載を

につき実額配賦法による場合には、この欄の記載を要しません。

「③」の分子の空欄には、譲渡した土地等のその事業年度又は連結事業年度(以下「事業年度等」といいます。)における保有期間の月数を記載します。

なお、保有期間とは、土地等を所有している期間をいい、土地等を取得した事業年度等にあっては期間をいい、土地等を譲渡した事業年度等にあっては難首から譲渡の日までの期間(地の日本であるの日本である。 地等の取得の日が譲渡の日を含む事業年度等開始の 日以後である場合には、取得の日から譲渡の日まで の期間)となります。